

## 中国モバイル決済サービス包括加盟店規約

### 第 1 条 (総則)

株式会社アルメックス（以下「当社」といいます。）は、中国モバイル決済サービス包括加盟店規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき、第 2 条に定める加盟店に対して、ラカラ決済サービスを利用した「中国モバイル決済サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第 2 条 (定義)

本規約における各用語の定義は以下の各号のとおりとします。

- (1) 「ラカラジャパン」とは、株式会社ラカラジャパンをいいます。
- (2) 「ラカラ本社」とは、拉卡拉支付股份有限公司をいいます。
- (3) 「ラカラ決済サービス」とは、ラカラジャパン及びラカラ本社の提供する QR コード及び非接触型決済サービスをいいます。
- (4) 「利用規約」とは、ラカラジャパンが定める「ラカラ決済サービス利用規約」(<https://lakala-japan.com/termservice/>)をいいます。
- (5) 「加盟店」とは、利用規約及び本規約を承認の上、当社所定の方法により本サービスの利用申込みを行い、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社が承認した個人及び法人をいいます。
- (6) 「加盟店店舗」とは、加盟店が本サービスの利用を承認された店舗、施設、Web サイト等をいいます。
- (7) 「利用契約」とは、当社が加盟店を代理してラカラジャパンと締結する、利用規約を内容としたラカラ決済サービスに関する契約をいいます。
- (8) 「本契約」とは、加盟店が当社との間で締結する、本規約を内容とした本サービスに関する契約をいいます。
- (9) 「登録ユーザー」とは、本サービスを利用しているユーザーをいいます。
- (10) 「モバイル決済サービス」とは、WeChatPay、アリペイ、その他、サービス事業者が提供する決済サービスの総称をいいます。
- (11) 「本サービス取引契約」とは、登録ユーザーが代金の決済方法にモバイル決済サービスを利用することを申し出て、加盟店と締結する売買取引又はサービス提供取引の契約をいいます。
- (12) 「決済端末機」とは、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める本サービスのために加盟店に設置する機器をいいます。
- (13) 「ユーザー端末機」とは、登録ユーザーがモバイル決済サービスに使用する機器をいいます。
- (14) 「関連提供サイト」とは、当社が提供する、モバイル決済サービスの決済完了情

報、当社若しくはラカラジャパン又はラカラ本社から加盟店への通知、その他本サービスに関連する情報を閲覧可能な管理用ウェブサイトを行います。

### 第 3 条 (本サービスの利用申込)

1. 本サービスの利用には利用契約及び本契約の締結が必要であり、本サービスの利用を希望する者は、利用規約及び本規約を承認の上、次の各号に定める書面を当社に提出して利用契約及び本契約を申込むものとし、なお本サービスの利用を希望する者は、当該書面の提出によって、当社が代わって利用契約を締結するために必要な代理権を当社に付与したものとみなされます。
  - (1) 当社の指定する加盟店申込書。
  - (2) 前号のほか、加盟申込み審査のために当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が特に要求する資料。
2. 当社は、前項に定める書面を受領後、ラカラジャパンへ加盟申込み審査を依頼します。当該審査の結果、ラカラジャパン及びラカラ本社が承諾したとき、利用契約は成立するものとし、なお当社は、ラカラジャパン又はラカラ本社による加盟申込み審査の結果の理由を本サービスの利用申込を行った者へ説明する義務を負いません。
3. 本契約は、利用契約が成立したときに成立するものとし、なお当社は、この理由を、本サービスの利用申込を行った者へ説明する義務を負いません。
  - (1) 本条第 1 項に定める申込に際し、虚偽の事実を通知したことが判明したとき。
  - (2) これまでに当社との間で締結した契約に基づく債務の履行を怠った、又はその他当社に損害を与えた事実が判明したとき。
  - (3) 本サービスの提供が困難であると当社が判断したとき。
  - (4) その他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断したとき。
4. 加盟申込み審査の結果、ラカラジャパン又はラカラ本社が利用契約の申込を承諾しないことがあります。なお当社は、ラカラジャパン又はラカラ本社による加盟申込み審査の結果の理由を本サービスの利用申込を行った者へ説明する義務を負いません。
5. 当社は、本サービスの利用申込を行った者が次の各号の一に該当する場合、加盟申込み審査を依頼せず、又は本契約の申込を承諾しないことがあります。なお当社は、この理由を、本サービスの利用申込を行った者へ説明する義務を負いません。
  - (1) 本条第 1 項に定める申込に際し、虚偽の事実を通知したことが判明したとき。
  - (2) これまでに当社との間で締結した契約に基づく債務の履行を怠った、又はその他当社に損害を与えた事実が判明したとき。
  - (3) 本サービスの提供が困難であると当社が判断したとき。
  - (4) その他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断したとき。
6. 本契約と利用契約又は利用規約との間に齟齬が生じた場合、本契約が優先して適用されるものとし、なお当社は、この理由を、本サービスの利用申込を行った者へ説明する義務を負いません。

### 第 4 条 (本サービスの提供)

1. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。
2. 加盟店は、第 6 条に定める本サービスの取扱方法のうち、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社が認めた本サービスを利用できます。
3. 本サービスに関して、明示、黙示を問わず、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社による完全性、正確性、確実性、有用性等の一切の保証はなく、その提供される時点で有す

る状態でのみ提供されることとします。

4. 加盟店は、第三者に本サービスを利用させることはできないものとします。
5. 当社は、加盟店に関連提供サイトの利用を許諾します。
6. 加盟店は、本契約に基づき当社から発行された ID 及びこれに対するパスワードを第三者に開示、提供、貸与及び第三者と共有してはならないものとします。また、ID 及びこれに対するパスワードを第三者に漏えいすることのないように、善良な管理者の注意をもって管理を行うものとします。なお、加盟店の管理上の問題によって、当社、ラカラジャパン、ラカラ本社、モバイル決済サービスを提供する事業会社、登録ユーザーが損害を被った場合は、すべて加盟店の責任と負担で解決するものとします。
7. 当社、ラカラジャパン又はラカラ本社から加盟店への通知は、関連提供サイトへの掲載又は電子メール若しくは書面を送付等、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が適当と判断する方法により行います。また当社、ラカラジャパン及びラカラ本社から加盟店への請求は、関連提供サイトへの掲載又は電子メール若しくは書面の送付等をもって請求書に代えることができるものとします。
8. 当社、ラカラジャパン又はラカラ本社から加盟店への通知若しくは請求を関連提供サイトへの掲載又は電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、インターネット接続サービス用設備に入力された時に到達したものとします。なお「インターネット接続サービス用設備に入力された」とは、加盟店が通常の方法でアクセスすれば、閲覧できる状態におくことを意味し、加盟店が実際に閲覧したことまで必要とはしないものとします。
9. 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社は、いつでも本サービス及びラカラ決済サービスの一部又は全部の内容を変更、修正及び削除等できるものとします。
10. 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社は、前項の措置によって生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

## 第 5 条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、加盟店店舗を指定し書面をもって届け出、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社の承認を得るものとします。なお、加盟店店舗の追加、変更又は取消についても同様とします。
2. 加盟店は、決済端末機の使用及び保管に関し、本規約、利用規約、決済端末機に関する規程（決済端末機操作マニュアルを含みます。）並びに当社及びラカラジャパンの指示等に従うものとします。
3. 加盟店は、決済端末機及び加盟店店舗内外の顧客の見やすいところに、当社が別途指定する本サービスが利用可能であることを示す標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社から、本サービス又はラカラ決済サービスの取扱いに関する資料（登録ユーザーに対して販売した商品又はサービスに関する

データ及び領収等の資料（以下「売買関連資料」といいます。）を含みますが、これらに限りません。）の提出請求があった場合、速やかそれに関わる資料を提出するものとします。

5. 加盟店は、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が本サービス及びラカラ決済サービスの利用促進のために、加盟店の個別の承諾なく印刷物、ホームページ等に加盟店の名称及び所在地等を記載することを予め異議なく承諾するものとします。
6. 加盟店は、以下の各号に該当する又は該当するおそれがある商品若しくはサービスを取り扱わないものとします。また第 3 条に定める加盟申込み審査の承諾は、ラカラジャパン及びラカラ本社が加盟店の取り扱う商品又はサービスが以下の各号に該当しないと判断したことを意味するものではなく、当社又はラカラジャパンが以下の各号に該当すると判断した場合には、加盟店は直ちにかかる商品の販売又はサービスの提供を中止するものとします。
  - (1) 公序良俗に反すると判断されるもの（アダルト商品・サービス全般に関するものを含みます。）。
  - (2) 賭博にあたるもの。
  - (3) 麻薬や国内販売の禁止されている医薬品その他の禁制品等。
  - (4) 武器及び武器関連に関するもの、ナイフ・火薬等危険性の高いもの。
  - (5) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害するもの。
  - (6) 販売又はサービスの提供が法令の定め違反するもの。
  - (7) 現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高いもの。
7. 加盟店は、関連提供サイトの閲覧その他本サービスの利用に必要な電気通信設備及び機器等を自らの費用と責任で用意し、本サービスを利用可能な状態におくものとします。

## 第 6 条（本サービスの取扱方法）

1. 本サービスの取扱方法は、次の各号のとおりとします。
  - (1) 加盟店スキャン方式。

加盟店は、登録ユーザーがモバイル決済サービス取引の申し出を行った場合、決済端末機に表示された売買取引債務の金額を登録ユーザーに確認させた上で、決済端末機のスキャン機能を起動し、ユーザー端末機の QR コードを読み取り決済を行うものとします。
  - (2) ユーザーズスキャン方式。

加盟店は、登録ユーザーがモバイル決済サービス取引の申し出を行った場合、決済端末機に表示された売買取引債務の金額を登録ユーザーに確認させた上で、決済端末機の QR コード生成機能を起動し、ユーザー端末機のスキャン機能にて、登録ユーザーに決済端末機に生成された QR コードを読み取らせることに

より決済を行うものとします。

2. 加盟店は、モバイル決済サービス取引の申込みが承認されたことが決済端末機又は関連提供サイトに表示されたときは、本サービス取引契約に基づく決済が履行されたものとして取り扱うものとします。
3. 加盟店は、理由を問わず、以下の各事項に該当する場合、本サービスの取り扱いを行わないものとします。
  - (1) 決済端末機が使用できない場合。
  - (2) モバイル決済サービスの提供事業者の口座引落システムに障害が発生した場合。
  - (3) 関連提供サイトが通信エラーとなる場合。
  - (4) ラカラジャパン及びラカラ本社より定められた方法を取ることができない場合。
4. 加盟店は、顧客が本サービス取引契約の申し出を行った場合に、他人名義のモバイル決済サービスアカウントを利用していると疑われたとき、又は不正な方法により申込みをしていると疑われたとき、本サービス取引契約の締結を拒否又は解除し、当社の指定する連絡先に通知するものとします。

#### 第 7 条 (取扱金額)

1. 加盟店は、1 回あたりの本サービス取引契約による支払いの最高又は最低限度額を定めることを希望する場合、当社と協議の上、当社の承諾を得るものとします。
2. 登録ユーザーの本サービス取引契約による支払可能額（現金自動支払機等による 1 日あたりの預貯金払戻可能額と累計される場合は累計額）が、登録ユーザーの預貯金口座のある金融機関の定める金額を超えるときは、本サービス取引契約は締結されないものとします。

#### 第 8 条 (差別的取扱いの禁止)

加盟店は、登録ユーザーに対し正当な理由なく、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスによる支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること。
- (2) 手数料等の名目如何を問わず、本サービスにより支払う場合に現金払いの顧客と異なる代金を請求したり、制限を設けたりする等登録ユーザーに不利となる差別的取扱いを行うこと。

#### 第 9 条 (本サービス取引契約の解除又は取消)

1. 加盟店は、本サービス取引契約が解除（合意解除を含む。なお第 6 条第 4 項に定める解除を除く。）又は取消し等により当社が定める期間内に適法に解消された場合、決済端末機又は関連提供サイトにより売買取引債務に関する返金手続を行うものとし、登録ユーザーに対して、直接現金等を支払うことによる返金をしてはならないものとします。

2. 第 10 条第 2 項に基づく当社から加盟店への決済金の支払いが行われた後に前項に基づく返金処理が行われた場合、加盟店は当社に対し当該返金処理された金額に相当する金員を返金する義務を負うものとします。
3. 本条第 1 項に定める場合を除き、加盟店が登録ユーザーに返金をした場合、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社は加盟店に対し、いかなる金員も支払う義務を負わないものとします。

#### 第 10 条 (債権譲渡及び決済)

1. 加盟店は、モバイル決済サービス取引の申込みが承認されたことが決済端末機又は関連提供サイトに表示された時点をもって、登録ユーザーに対する売買取引又はサービス提供取引に基づく債権（以下「売買取引債権」といいます。）を、ラカラジャパン及びラカラ本社に対し、指名債権譲渡の方式によって譲渡するものとします。
2. 当社は、前項に基づく売買取引債権の譲渡に関する代金を加盟店に代わってラカラジャパン及びラカラ本社から受領し、第 11 条に定める手数料、第 9 条第 2 項に基づく返金額その他加盟店が当社、ラカラジャパン又はラカラ本社に対して負っている債務額及び振込手数料を控除の上（以下、控除後の代金を「決済金」といいます。）、加盟店指定の金融機関口座に振り込む方法により引渡すものとします。なお、毎月 1 日から 15 日までの間に行われた前項に基づく売買取引債権の譲渡に関する決済金の支払期日は当月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とし、毎月 16 日から末日までの間に行われた前項に基づく売買取引債権の譲渡に関する決済金の支払期日は翌月 15 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
3. 前項に定める振込手数料は、加盟店指定の金融機関に応じ、別紙別表 1 に記載された金額を加盟店が負担するものとします。
4. 顧客が他人名義のモバイル決済サービスアカウントを利用したこと又は不正な方法により申込みをしたこと等の不正利用について、加盟店に故意又は過失が認められる場合、加盟店は、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社が当該利用に関する売買取引債権の代金を支払わないことがあることを異議なく承諾するものとします。

#### 第 11 条 (手数料)

加盟店は、前条に基づきラカラジャパン及びラカラ本社に譲渡された売買取引債権について、予め当社が指定した料率により計算した手数料（当社、ラカラジャパン及びラカラ本社に対する手数料を含みます。）を当社、ラカラジャパン及びラカラ本社に支払うものとします。

#### 第 12 条 (サービス利用料)

加盟店は、当社に対し、当社指定の加盟店申込書に記載されたサービス利用料/月額及

びこれにかかる消費税分の金額を支払うものとし、サービス利用料は、当社指定の加盟店申込書に記載されたサービス提供開始日の翌月 1 日からサービス実施期間の満了日まで発生します。

#### 第 13 条 (譲渡)

1. 加盟店は、本契約及び利用契約の契約上の地位を第三者に譲渡してはならないものとします。
2. 加盟店は、本契約に別途定めがある場合を除き、本契約及び利用契約に基づく一切の債権を第三者に譲渡又は担保提供することはできないものとします。
3. 当社は、本契約上の全ての地位及び権利義務を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店は予めこれを承諾するものとします。
4. ラカラジャパンは、利用契約上の全ての地位及び権利義務を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店は予めこれを承諾するものとします。

#### 第 14 条 (差押等の場合の処理)

売買取引債権の差押、仮差押又は滞納処分等があった場合、当社は、当該債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は、当該手続きによる限り当該債権の代金及び遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第 15 条 (業務委託)

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約又は利用契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとします。なお、加盟店が当社の承諾を得て第三者に委託する場合であっても、加盟店は本契約に基づく義務を免れるものではなく、当該第三者に本契約に基づく加盟店の義務を遵守させるとともに、当該第三者の行為について、加盟店自らの行為として責任を負うものとします。
2. 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社は、本契約又は利用契約に基づいて行う業務の全部又は一部を加盟店の承諾を得ることなく、第三者に委託することができるものとします。

#### 第 16 条 (禁止事項)

1. 加盟店は、本規約に基づき利用又は使用できるものとされている当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が権利を有する一切の物品、名称、商標、ノウハウ、情報、データ等を本規約で定める用途以外の目的のために利用又は使用してはならないものとします。
2. 加盟店は、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社から提供されている決済端末機、その他のプログラム及びシステムを複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリング等の行為を行わないものとします。

3. 加盟店は、マネーロンダリング等の違法行為を自ら行い又は第三者をして行わしめないものとします。
4. 加盟店は、第 5 条第 6 項に定める商品等を取扱わないものとし、また無限連鎖講（いわゆるねずみ講）、マルチまがい商法、またはそれに類すると思われる取引、利用者が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引、その他当社が不相当と判断する取引を行わないものとします。
5. 加盟店は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 決済端末機を申し込みの際又はその後に当社に届出た住所外へ当社の許可なく移設すること。
  - (2) 決済端末機を譲渡・転貸又は担保に供すること。
  - (3) 決済端末機を分解・解析・改造・改変等して、引き渡し時の原状を変更すること。

#### 第 17 条 (登録ユーザーとの紛争)

1. 加盟店は、本サービス取引契約により加盟店が販売した商品若しくはサービスの瑕疵、加盟店舗内の電波状況、第 6 条第 1 項第 3 号に定める本サービスの取扱方法におけるユーザー端末機へ入力された金額の確認、その他の事由により登録ユーザーとの間でトラブル又は紛争が生じた場合、加盟店の費用と責任において誠実に処理するものとします。
2. 登録ユーザーから、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が、加盟店の販売した商品又はサービスに関して苦情の申し出、金員の支払い等の請求を受けた場合、加盟店は自らの費用により、かかる請求に対応するものとします。当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が損害を被った場合、加盟店はかかる損害を賠償する義務を負うものとします。

#### 第 18 条 (秘密保持及び個人情報保護)

1. 加盟店及び当社は、本契約に基づいて知り得た相手方の一切の情報（第 11 条に定める手数料を含みますが、これに限りません。）について、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者（ただし当社の親会社及びその子会社（以下「当社グループ」といいます。）、ラカラジャパン及びラカラ本社を除きます。）に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行以外の目的に利用しないものとします。
2. 加盟店は、本契約に基づいて知り得た登録ユーザーに関する一切の情報について、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守し、厳に秘密として保持するものとします。
3. 本条の規定は、本契約終了後もなお有効なものとします。

#### 第 19 条 (有効期間)

本契約及び利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から 1 年間とします。ただし、加盟店又は当社が期間満了の 3 ヶ月前までに書面により本契約を更新しない旨を通知しない場



合、同内容で本契約及び利用契約はさらに1年間更新されるものとし、以後同様とします。

## 第20条 (本サービスの停止)

1. 次の各号の事由により決済金の入金不能、入金遅延又は本サービスの停止等があっても、これによって生じた損害については、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社は責任を負いません。
  - (1) 地震や洪水等の自然災害、戦争、内乱、暴動等の事変、その他のやむをえない事由があったとき。
  - (2) 法令に基づく行政機関等の措置により本サービス若しくはラカラ決済サービスの全部又は一部が停止されたとき。
  - (3) 当社、ラカラジャパン、ラカラ本社又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械及びコンピュータ等の障害が生じたとき。
  - (4) 当社、ラカラジャパン又はラカラ本社の責によらない回線障害、通信業者のシステム障害等が生じたとき。
  - (5) 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
  - (6) 端末不良で決済が行えないとき。
  - (7) 決済システム不良により決済が行えないとき。
  - (8) QRコード等が不正使用されたとき。
2. 本サービスの利用開始以降は、第3条第1項に定める申込時に確認した本人確認情報につき不正使用・盗用及び通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社はそれぞれ、自己の故意又は重過失により生じたものでない限り責任を負いません。
3. 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社は、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社所定の決済端末機、プログラム及びシステムの内容、状態、機能及び作用等について、何らの保証をするものではありません。

## 第21条 (解約)

1. 当社は、書面により3ヶ月前までに加盟店に対し通知することにより、本契約を解約できるものとします。
2. 当社は、本サービスの終了若しくは停止、当社とラカラジャパン間若しくはラカラジャパンとラカラ本社間のラカラ決済サービスに関する契約の終了、又はその他本契約を継続することが困難な事由が発生した場合、加盟店に対して、書面により通知することにより、直ちに本契約を解約できるものとします。
3. ラカラジャパンは、書面により3ヶ月前までに加盟店に対し通知することにより、利用

契約を解約できるものとします。

4. ラカラジャパンは、ラカラ決済サービスの終了若しくは停止、ラカラジャパンとラカラ本社間のラカラ決済サービスに関する契約の終了、又はその他利用契約を継続することが困難な事由が発生した場合、加盟店に対して、書面により通知することにより、直ちに利用契約を解約できるものとします。
5. 理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、利用契約の終了日をもって本契約も終了するものとします。また理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、本契約の終了日をもって利用契約も終了するものとします。
6. 前各項に基づき本契約又は利用契約が解約された場合、加盟店は当社、ラカラジャパン又はラカラ本社に対し、損害賠償、損失補てんその他一切の請求をすることはできないものとします。

## 第 22 条 (解除)

加盟店が以下の各号に該当する場合、当社は加盟店に対して催告することなく、直ちに本契約を解除でき、またラカラジャパンは加盟店に対して催告することなく、直ちに利用契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 当社に届け出た事項に虚偽の事実があったことが判明したとき。
- (2) 本規約又は利用規約の定めに違反したとき。
- (3) 営業許可又は登録の取り消しその他の行政処分を受けたとき。
- (4) 自ら振出し若しくは裏書した手形、小切手が不渡りになったとき又はその他支払停止となったとき。
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分の申立て又は滞納処分等を受けたとき。
- (6) 破産、民事再生又は会社更生、特別清算の申立てがあったとき。
- (7) 信用状態に重大な変化が生じたとき当社が認めたとき。
- (8) 合併によらず解散したとき。
- (9) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社又はラカラジャパンが認めたとき。
- (10) 届出された本サービスの取扱店舗が実在しないとき。
- (11) 本サービスを悪用していることが判明したとき。
- (12) その他登録ユーザー等からの苦情により、当社又はラカラジャパンが加盟店として不適切と判断したとき。

## 第 23 条 (本契約終了後の処理)

1. 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、本契約終了日までに行われた本サービス取引契約は有効に存続するものとし、別途合意しない限り、本規約及び利用規約に基づ

- き、本サービスの取扱いを行うものとしします。
- 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、加盟店は、直ちに加盟店の費用負担において全ての加盟店標識を取り外し、その他当社が加盟店に貸与した物品等と併せて当社に返却するものとしします。
  - 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、加盟店は、いかなる形式においても、本サービスに関連する商標、名称等を使用してはならないものとしします。

#### 第 24 条 (届出事項の変更)

- 加盟店は、当社に届け出ている商号、代表者、所在地、連絡先、振込先金融機関口座及びその他、第 3 条第 1 項に定める書面記載の諸事項に変更が生じた場合、速やかに当社に届け出るものとしします。
- 前項の届出がないために、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社からの通知若しくは送付書類が遅延又は不可能だった場合、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 本条第 1 項の届出がないために、加盟店が本サービスを利用できなかった場合、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社は、加盟店に対して何らの責任も負いません。

#### 第 25 条 (反社会的勢力の排除)

- 加盟店は、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社に対し、以下の各号の事項を確約するものとしします。
  - 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
  - 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
  - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び利用契約を締結するものでないこと。
  - 自ら又は第三者を利用して、本契約及び利用契約に関して次の行為をしないこと。
    - 登録ユーザー、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - 偽計又は威力を用いて登録ユーザー、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 加盟店が以下の各号に該当した場合、当社は加盟店に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができ、またラカラジャパン及びラカラ本社は加盟店に対して催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとしします。この場合、加盟店は当社、ラカラジャパン又はラカラ本社に対し、損害賠償、損失補てんその他一切の請求をすることはできないものとしします。
  - 前項第 1 号又は第 2 号の確約に反する申告をしたことが判明した場合。

- (2) 前項第 3 号の確約に反して本契約又は利用契約を締結したことが判明した場合。
- (3) 前項第 4 号の確約に反した行為をした場合。

## 第 26 条 (加盟店等の情報の収集及び利用)

1. 加盟店及びその代表者又は当社に本契約の申込みをした個人、法人若しくは団体及びその代表者（以下、併せて「加盟店等」といいます。）は、当社が第 1 号①から⑦記載の加盟店等の情報について、必要な保護措置を行った上で、以下の各号のとおり取扱うことに同意します。
  - (1) 当社及びラカラジャパンが、加盟店審査及び加盟店等の管理等取引上の判断のために、以下の①から⑦記載の加盟店等の情報（以下「加盟店情報」といいます。）を収集し、利用すること。
    - ① 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、店舗写真（外観、内観）等、当社に届け出た事項。
    - ② 加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社との取引に関する事項。
    - ③ 加盟店の本サービスの取扱い状況。
    - ④ 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社が収集した加盟店等の本サービス利用履歴。
    - ⑤ 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項。
    - ⑥ 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿又は住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
    - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - (2) 以下の目的のために、前号①から④の加盟店情報を利用すること。
    - ① 当社、ラカラジャパン及びラカラ本社が本契約及び利用契約に基づいて行う業務。
    - ② 宣伝物の送付等当社、当社グループ、ラカラジャパン又は他の加盟店等の営業案内。
    - ③ 当社グループ、ラカラジャパン又はラカラ本社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発。
  - (3) 当社が本規約に基づいて行う業務又はラカラジャパンが利用規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報にかかる第三者に提供すること。
2. 加盟店等は、ラカラ本社が行う加盟店審査、加盟店等の管理等取引上の判断、及びラカラ本社が本サービスの利用促進に関する業務に利用するために、当社がラカラジャパン及びラカラ本社に対し、前項第 1 号①から③記載の加盟店情報を提供することに予め同意します。

3. 加盟店等は、ラカラ本社が提供する情報ポータルへの情報掲載に利用するため、当社、ラカラジャパン及びラカラ本社に対し、前項第1号①から③記載の加盟店情報を提供することに予め同意します。

#### 第 27 条 (損害賠償責任の制限)

1. 当社は、加盟店に対して、別途免責の定めがないことを条件とし、本サービスの使用に伴い、当社の責に帰すべき事由の直接的結果として現実に発生した通常損害についてのみ賠償します。
2. 前項に基づく賠償を含む当社の加盟店に対する損害賠償責任は、損害発生の直接的な原因となった本サービスの全部又は一部の対価として、加盟店が現実に支払った直近1ヶ月分の手数料を上限額とします。

#### 第 28 条 (本規約に定めのない事項)

本規約に定めのない事項については、当社、ラカラジャパン又はラカラ本社が別途定める取扱規則に従うものとします。

#### 第 29 条 (準拠法及び裁判管轄)

1. 本規約、本契約及び本契約に関連する契約の準拠法は日本法とします。
2. 加盟店と当社、ラカラジャパン又はラカラ本社との間で生じた本契約に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 30 条 (本規約の改定)

1. 当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本規約を変更する場合があります。
  - (1) 本規約の変更が、加盟店の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本規約を変更する場合、当社はその変更後の内容と効力発生日を当社のホームページに掲載して周知します。変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。
3. 本規約の変更の効力発生日以降に加盟店が本サービスを利用した場合、加盟店は本規約の変更同意したものとみなされます。

以上

別紙

1. 振込手数料

本規約第 10 条第 3 項に定める振込  
は、次表に定めるとおりとします。

<別表 1>

| 加盟店指定振込先       | 振込手数料 1 回 (税別) |
|----------------|----------------|
| みずほ銀行(青山支店)    | 0 円            |
| みずほ銀行(青山支店以外)  | 10 円           |
| 上記以外の銀行・信金・信組※ | 180 円          |

※労働金庫連合会、漁業共同組合連合会は、振込先として、指定することができません。

以上